

令和元年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和元年9月27日（金）午後3時05分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第6号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11の規定による公示について

日程第4 議案第17号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の制定について

日程第5 議案第18号 資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部を改正する告示について

日程第6 議案第19号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第20号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

日程第8 議案第21号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第9 教育長の報告

日程第10 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 野 英 泰
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会 午後 3 時 0 5 分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から令和元年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。では、日程に従って進めたいと思います。

日程第 1 令和元年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 令和元年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○教育総務課長 訂正について受けたまわっています。6 ページ中、10 ページ中、12 ページ中について変換誤り、句読点等の変更をお願いします。

○加木屋委員 8 ページ中について、一部変更をお願いします。

○教育長 その他ございませんか。

異議がないようですので、令和元年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、訂正し承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

大平委員にお願い致します。

日程第 3 報告第 6 号 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 11 の規定による公示について

○教育長 報告第 6 号 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 11 の規定による公示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 報告第 6 号 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 11 の規定による公示について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 11 の規定による公示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和元年 9 月 27 日提出、瑞穂

市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の11の規定により、特定子ども・子育て支援提供者を公示するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 この表の施設の方は、公示されることについてご承知ですか。

○幼児支援課長 はい。

○教育長 法により確認し告示された施設は、補助金を受けられます。

○幼児支援課長 その通りです。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。報告第6号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11の規定による公示について、承認することといたします。

日程第4 議案第17号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の制定について

○教育長 日程第4 議案第17号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 議案第17号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の制定について、瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱案を別紙のとおり提出する。令和元年9月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）第4条第3項の改正に伴い、同規則第5条第2項を明確化し運用するため制定をするもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 この要綱は、10月1日からの施行になります。

○加藤委員 第4条について、どのような場合に減額となるのですか。

○教育総務課長 給食費の減額は、給食センター運営規則第5条に規定されて

います。第1項第1号は、「転入や転出や死亡のとき。」同項第2項は、「病
気や事故で給食を受けない日が引き続き5日を超えたとき。」同項同3号は、
「学校や給食センター等の災害などにより学級単位以上で給食が停止したと
き。」と規定されています。これを算定するにあたり、要綱を定めるものです。

○**教育長** その他、ご質問ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第17号 瑞穂市給食センター給食費
減額取扱要綱の制定について、可決することと致します。

日程第5 議案第18号 資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の 一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第5 議案第18号 資質向上を必要とする教員の研修実施要綱
の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第18号 資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の
一部を改正する告示について、資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の
一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。令和元年9月27日提出、
瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、元号を改める政令（平成3
1年政令第143号）の施行及び要綱の整備のため、改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 元号がある様式や要綱の語句等の訂正です。

ご質問ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第18号 資質向上を必要とする教員
の研修実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第6 議案第19号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の 一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第6 議案第19号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細
則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 議案第19号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別添のとおり提出する。令和元年9月27日提出 瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布に伴い、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

今回の改正は、法の改正により必要となる様式の追加や変更となります。

○加藤委員 各様式により申請書名が宛先名や申請者と前後しています。また、様式下段にある説明書き内の括弧や句読点について、このままでよろしいのですか。

○幼児支援課長 様式につきましては、国の様式を参照しています。統一できるところは修正をさせていただきます。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第6 議案第19号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第7 議案第20号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○教育長 日程第7 議案第20号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 議案第20号瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。令和元年9月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の公布に伴い、給食費を徴収するため、瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 文言の整備と給食費の支払についての項の追加をいたしました。
ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第20号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第8 議案第21号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第8 議案第21号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 議案第21号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和元年9月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、放課後児童クラブの定員を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 申し込み児童数により本田小学校の体育館のミーティングルームの改修をし、それに伴い受け入れ数の増加をいたしました。しかし、年度の途中に取り止めをされた方もみえました。待機されていた方にも連絡をして、今は本田コミュニティーセンターで開所をしています。

今回の9月議会では、穂積小学校の体育館の2階の改修工事について補正予算を提出いたしました。議決をいただければ工事を行います。今年度には必要でないかもしれませんが、4月からの年度当初には申し込み数が増加します。この時に受け入れの体制が必要ですので施工をいたします。

今回のこの議案は、規則中にある本田小学校の定員変更についての提出です。その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第21号 瑞穂市放課後児童健全育成

事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第 9 教育長の報告

○教育長 9月議会について、16名の議員の方より質問がありました。教育委員会にも多くの質問をいただきました。

重複した質問には、体育館のエアコンについてがありました。議会前に岐阜市が新聞報道をされました。問い合わせをいたしましたが、岐阜市については調査をして行くとの事です。体育館にどのように付けるか、ランニングコストや順番などです。まだ、未定の部分があるようです。本市では、補助金についても調べて行きたいと思います。目的は熱中症対策と避難所になった場合の環境整備です。市では、10の学校体育館が避難所に指定されています。現状でエアコンを整備した場合、業者にも確認をしていますが効果については低いと考えられます。しかし、今後は、建物の維持管理の中で大規模改修時や長寿命化の工事の時など、管理計画の中でどこの学校から始めるのかなど精査が必要となって来ます。現存の体育館でのエアコン導入では、壁などの改修工事も必要となりますが、壁材などの改良も情報としては聞いていますので、全体を見据えて補助金が活用できる時までには調査研究を進めて行くように考えています。

その他には、ハリヨの保存についてです。瑞穂市には幾つかの遊水地があります。本田小校区の水路にハリヨが生息していることが調査で分かっていました。これを校区の自治会連合会で何とかしなければと思われた方々により活動が始まりました。学校としても地域での活動として何かやれないか、地域の宝として何かやれないかとの質問でした。この事については、地域主導で活動していただく中で、大人の方々が地域の思いを子どもたちに伝えていただけるような形で進めて行くことで出来ないかと思えます。コミュニティースクールも進んでいます、この中で地域の方々が学校との関わりの中で出来ると思えます。

また、新聞に掲載されましたが、小型自動翻訳機のポケトークについてです。外国籍のお子さんが増えている瑞穂市にとって日本語指導などの施策の進捗状況についての質問でした。施策としては、今年、初期指導教室を設置して、穂積小学校と牛牧小学校に1日3時間程度の日本語初期指導を行っています。全

く日本語を話せないお子さんが対象です。日本の習慣や文化や学校生活で大事な事とかの基本的な所から始めて来ました。また、学習支援員も増員をしました。教室にいる子どもの横に座って、いろいろな支援をしていただいています。子どもたちは、以前に比べると表情も柔らかくなり落ち着いて来ました。しかし、学校に長時間支援員さんはみえませんが、その補完する意味でポケットトークの活用を考えたいと思っています。他市では、教育委員会が購入し貸し出しをしている場合があります。本市は、学校以外にも保育所にも多くの該当するお子さんが入所しています。保護者の方にも日本語が話せない方もみえますので、保育所への貸し出しについて併せて考えています。

また、学校関係での質問ですが、大阪府が大阪北部震災の結果、スマホを利用した安否確認をするとのガイドラインを出しました。スマホについては、所持率も低く、今の段階での導入には必要を感じていません。むしろ瑞穂市の場合は、「子ども110番」に約400件ほど登録されており、そういった人と人の繋がりを大事にすることで、登下校時などにおいて、保護者の方と共に「子ども110番」の確認をしていただく、通学上には幾つもありますので何かあれば逃げ込むなど、確認しながら取り組んでいただければと思います。また、発信機だけの機能をもったものもあります。カバンの中に入れて位置が分かる発信機です。市PTA連合会でも協議をしていただき、考えて行きたいと思っています。今のところ高価なスマホの購入までは必要はないと考えています。

また、避難所にもなり、また熱中症対策にもなるので、学校への自販機設置についての質問がありました。調べましたが、小学校2万校、中学校1万校がある中で、全国でも20校から30校が設置されています。設置はいいのですが、お金や人間関係のトラブル、ごみの処理についての問題が考えられます。現状を考えますと家からの水筒の活用がいいのではないかと考えています。

その外です。保育所、幼稚園、小学校の運動会があります。また、学校での公表会があります。お時間の許す限りご参観していただければありがたいと思います。

また、生涯学習課では、11月に企画展が開催されます。図書館ですが足を運んでいただければありがたいと思います。

また、教育委員会ですが、定例会のほか視察などを行っています。今年度に

日本語初期指導教室やほづみの森こども園について視察を考えています。

日程第10 その他

○**教育長** 日程第10 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 学校に、今年度計画の電子黒板が入りました。また、工事中の幼稚園以外の防犯カメラの設置も完了いたしました。子どもさんの安心安全のため活用いたします。

○**教育長** 幼稚園にも設置が完了した後に、新聞各社に通知をしたいと思います。

教育総務課長。

○**教育総務課長** 牛牧小学校、生津小学校に立ち入り防止柵の設置が完了いたしました。牛牧小学校については検査がまだですが施工は終了しています。視察時にご覧をいただければと思います。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 明日は、小学校の運動会となります。10月12日は、ほづみ幼稚園の運動会が開催されます。また、10月23日から約1か月間に渡り10校の公表会があります。ご参観をよろしくお願いします。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 幼保の無償化の関係で、延長保育の希望者の増加についてを懸念していましたが、今のところ無償化により5時から6時半の延長を希望されるお子さんは、市内で10人程の増加の見込みです。また、6時半以降にお迎えをされていた方についても、6時半までに帰りたいと申し込まれた方は、保育所にもよりますが30人程の所もあります。その中で今のところ大きな影響は出ていませんが見守っている状況です。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 図書館で行われる企画展ですが、11月の一か月行われます。11月23日には、講演会を開催します。11月17日に、生涯学習課自主事業の文化講演会を総合センター大ホールにて開催します。12月15日に、ネオクラシックコンサートを行います。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

- 加藤委員 防犯カメラは、何台設置されましたか。
- 教育総務課長 今年度、81台を予定しています。
- 教育長 次回の会議ですが、令和元年10月31日、木曜日、午後2時から令和元年第10回瑞穂市教育委員会定例会を開催します。その次については、令和元年11月27日、水曜日、午後2時から令和元年第11回瑞穂市教育委員会定例会の開催の予定をよろしくお願い致します。
-

閉会の宣告

- 教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和元年第9回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時20分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

瑞穂市教育委員会 教育長

委 員

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。